２　前項の計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　当該届出者が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し
二　当該届出者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
三　特定農業用ため池の位置図、平面図、構造図その他必要な図面
四　その他参考となるべき書類
３　法第九条第三項の規定による届出については、前二項の規定を準用する。この場合において、第一項第二号中「着手予定年月日」とあるのは、「着手年月日」と読み替えるものとする。
（不確知所有者関連情報を保有すると思料される者）
第十一条　令第三条第一項第二号（令第四条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　当該特定農業用ため池を現に占有する者
二　当該特定農業用ため池の敷地である土地について所有権その他の権利（登記されたものに限る。）を有する者
三　前二号に掲げる者のほか、都道府県知事（令第四条において準用する場合にあっては、市町村長）が保有する情報（当該特定農業用ため池の所有者の探索に必要な範囲内において保有するものに限る。）に基づき、不確知所有者関連情報を有すると思料される者
（不確知所有者関連情報の提供を求める措置）
第十二条　令第三条第一項第四号（令第四条において準用する場合を含む。）の規定により不確知所有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。
一　記録名義人等が自然人である場合には、当該記録名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該記録名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。
二　前号の措置により判明した当該記録名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。
三　記録名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を求めること。
四　記録名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合には、当該記録名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により当該特定農業用ため池に係る不確知所有者関連情報の提供を求めること。
（特定農業用ため池の所有者を特定するための措置）
第十三条　令第三条第一項第五号（令第四条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める措置は、当該特定農業用ため池の所有者と思料される者に対して、当該特定農業用ため池の所有者を特定するための書類を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により送付する措置とする。ただし、当該特定農業用ため池の所在する都道府県（令第四条において準用する場合にあっては、市町村）の区域内においては、当該措置に代えて、当該特定農業用ため池の所有者と思料される者を訪問する措置によることができる。
（不確知管理者関連情報の提供を求める措置）
第十四条　令第三条第二項第二号の規定により不確知管理者関連情報の提供を求める場合については、第十二条の規定を準用する。
（特定農業用ため池の管理者を特定するための措置）
第十五条　令第三条第二項第三号の農林水産省令で定める措置については、第十三条の規定を準用する。
（防災工事の施行に係る費用の徴収）
第十六条　都道府県知事は、法第十一条第二項の規定により防災工事の施行に要した費用を徴収しようとする場合においては、当該特定農業用ため池の所有者等に対し徴収しようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。
（施設管理権の設定に関する裁定の申請）
第十七条　法第十三条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してするものとする。
一　当該申請に係る特定農業用ため池の名称及び所在地
二　当該申請に係る特定農業用ため池についての管理及び保全の現況
三　その他参考となるべき事項
（裁定の申請の公告）
第十八条　法第十四条第一項（法第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法によりするものとする。
（裁定の申請についての異議）
第十九条　法第十四条第一項第四号（法第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に、当該申出者が当該特定農業用ため池の所有者であることを証する書類を添付してするものとする。
一　当該申出者による特定農業用ため池についての管理の状況
二　当該申出の趣旨及びその理由
三　その他参考となるべき事項
（裁定の通知及び公告）
第二十条　法第十六条第一項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による通知は、法第十五条第二項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により裁定において定められた事項、当該裁定の理由その他必要な事項を記載した書面によりするものとする。
２　法第十六条第一項の規定による公告は、法第十五条第二項の規定により裁定において定められた事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法によりするものとする。
（市町村長による管理に係る費用の徴収）
第二十一条　市町村長は、法第十六条第三項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定農業用ため池の管理に要する費用を徴収しようとする場合においては、当該特定農業用ため池の所有者に対し徴収しようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。
（施設管理権の存続期間の延長に関する裁定の申請）
第二十二条　法第十七条第一項の規定による申請については、第十七条の規定を準用する。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、法の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
（経過措置）
第二条　法附則第二条第一項の規定による届出は、第三条各号に掲げる書類を添付してするものとする。
２　法附則第二条第二項の規定による変更の届出は、第五条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出してするものとする。
３　前項の届出については、第一項の規定を準用する。ただし、添付すべき書類が既に都道府県知事に提出されている当該書類と同一の内容であるときは、その旨を記載して添付を省略することができる。